

令和 年分収支内訳書(一般用)付表《医師及び歯科医師用》

(令和元年分以降用)

										整理番号																	
										氏 名																	
1. 収入金額の内訳														2. 自由診療割合の計算													
社会保険診療報酬				診療 件 数	診療 実日数	決 定 点 数	収 入 金 額																				
							診療報酬当座 口 払 込 額	診療報酬窓口 収 入 金 額																			
		① 基金 受ける社会保険診療報酬 基 金 事 務 所 か ら 支 払 を	一般社会保険	件	日	点	円																				
			生活保護法																								
			精神保健福祉法																								
			小 計																								
		② 国民診療健康保険報酬	国民健康保険法																								
			高齢者医療確保法																								
			小 計																								
③ 介護報酬																											
	小 計																										
④ その他																											
	小 計																										
⑤ 計 (①+②+③+④)			①		②	円																					
自由診療の収入等		一般の自由診療		件	日	円																					
		労働者災害補償保険診療																									
		公害健康被害補償診療																									
		自動車損害賠償責任保険診療																									
		高齢者医療確保法																									
		⑥ 計 (雑収入は下の欄に書きます。)			③		④																				
雑 収 入						円																					

(注) 社会保険診療報酬が5,000万円を超えた場合又は医業及び歯科医業から生ずる収入金額が7,000万円を超えた場合は、租税特別措置法第26条の規定により計算した金額を必要経費とすることはできません。
なお、7,000万円の判定については、②+③+④の合計額で行うことになります。

3. 必要経費の内訳

(1) 自由診療分

原価及び経費の総額
(収支内訳書(一般用)の⑨+⑱+㉔)

円

自由診療分と社会保険
診療分とに明確に区分
できる経費の総額

④

円

×

自由診療割合
(表面の⑦又は⑧)

%

+

左の④のうち自由診
療分に係る経費の
金額

円

=

自由診療分の原価
及び経費の合計額

A

円

(注) ④の欄には、事業税のようにいずれの収入に係る経費であるかの区分が明らかな経費の総額を記載します。

(2) 保険診療分

原価及び経費の総額
(収支内訳書(一般用)の⑨+⑱+㉔)

円

自由診療分の原価及び経費
の合計額(Aの金額)

円

=

社会保険診療分の原価
及び経費の合計額

B

円

(3) 租税特別措置法第26条の規定による社会保険診療分の経費の額

右の速算表から社会保険診療報酬の金額に応じた①率及び②加算額を次の算式に当てはめて計算してください。

社会保険診療報酬
(表面の③+⑤)

円

×

速算表の
①率

%

+

速算表の
②加算額

円

=

租税特別措置法第26条の
規定による必要経費の金額

C

円

【速算表】

社会保険診療報酬	概算経費額	
	①率	②加算額
2,500万円以下	72%	— 円
2,500万円超 3,000万円以下	70%	500,000円
3,000万円超 4,000万円以下	62%	2,900,000円
4,000万円超 5,000万円以下	57%	4,900,000円

(4) 社会保険診療分の経費と租税特別措置法第26条による金額との差額

租税特別措置法第26条の規定に
よる必要経費の金額 (Cの金額)

円

自由診療分の原価及び経費の
合計額 (Bの金額)

円

=

差額

D

円

(注) Dの金額を「収支内訳書(一般用)」1ページの「所得金額㉔」欄の下之余白に「措置法差額〇〇〇円」と記載し、その金額を控除して所得金額を計算し、記載してください。
併せて、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「措法26」と記載してください。